

税制改正と相続

早いもので今年も残すところあと二月となっ
てしまいました。毎年この時期になると、年末に発
表される税制改正大綱についての動向が気になり、
落ち着かなくなります。ここ数年、各税法は目ま
ぐるしく改正が重ねられ、昨年は常識だった取り
扱いが今年は非常識となるなんて事態も珍しくな
くなってしまいました。

相続税については、平成27年に基礎控除引下
げを中心とした大改正があったことは皆さんの記
憶にも残っていると思います。それまでは相続税
について無関心だったような人々をも巻き込み、
街には相続税狂騒曲なるものが鳴り響きました。

実際に改正の影響は大きく、相続税が
課税される人の割合は、全国では4.4%
から8.0%に跳ね上がり、実に1.8倍強
に増加しました。神奈川県を管轄してい
る東京国税局に限ってみれば、8人に1
人の割合で相続税を納めるようになった
とのデータもあります。



また、相続税の改正は、多くの人達に相続その
ものに関心を持たせるといった効果ももたらしま
した。自分亡き後の親族の事を考え、生前贈与や
財産の整理、遺言などについて真剣に考える人が
増え、実際に実行される方も多く出てきました。
これは、相続税の増税というものが副次的にもた
らせた、非常に喜ばしい効果だと考えています。

ここでちょっと今年の29年改正を振り返って
みましょう。税制改正大綱が発表されるまでは、
相続税に関する改正の目玉は二つであると言われ
ていました。一つは、いわゆる「タワマン節税」
に対応するための見直し。もう一つは、広大地の
評価方法の見直しでした。

タワーマンションに関する改正は、固定資産税
の算定方法が改正されたことにとどまりました。
相続税では評価通達に基づいてタワーマンション
の評価を行います。その額と市場価格との乖離
を利用した節税に対応する見直しは見送られまし
た。評価通達には「この通達によって評価するこ
とが著しく不適当な場合は、国税庁長官の指示を
受けて評価する」といった規定があります。いわ

ゆる「タワマン節税」については、個別にこの規
定の適用を判断すべきものであり、極めて真っ当
な結果だと考えています。

広大地とは、1,000㎡(三大都市圏では500㎡)
以上の土地の内一定のものをいいます。広大地を
戸建て分譲するには、道路や公園等の宅地として
利用できない部分が生ずることを考慮して、面積
が広がるほど評価額が減額される仕組みになっ
ています。広大地に該当するか否かで相続税が大
きく違ってくることから、広大な土地については、
広大地に該当することを立証することに多くの労
力を費やしてきました。広大地に該当しさえすれ
ば、面積に応じて比例的に減額率が大き
くなる仕組みだからです。しかし、実際
に取引される場合には、形状などの違い
により同じ面積でも取引価格が同じだと
は限りません。そこで、広大地の評価方
法を各土地の個性に応じて形状・面積に
基づき評価するものに改めました。同時
に、広大地に該当するための要件が明確化されて
います。この改正によって明らかに増税になるの
かは一概に言えませんが、改正前の今年中に広大
地について何とか対策をしておこうという動きも
一部見受けられます。

さて、平成30年度の税制改正ですが、噂の段
階ではありますが、相続税に関する大きな改正の
話は聞こえてきてはいません。各省庁からの改正
要望は出揃っていますが、その中にも相続税に関
する大きな要望はないようです。過去には、12
月になって突然大きな改正項目が上がってくるな
どといったこともありましたので、大綱が発表さ
れ次第この「たより」で皆様に解説いたします。

目まぐるしく改正が重ねられることを考えると、
今日有効だと考えている相続税対策も、明日有効
である保証はどこにもありません。私たちは、目
先の有利・不利に囚われるのではなく、皆様が本
当に幸せなライフプランを描くことが出来るよう
なお手伝いすることが使命なのだと思っております。
アドバイスをしていくよう努めます。

(文責： 大澤慎一)